

安中市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 27 日
安中市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

安中市は、群馬県西部に位置し、碓氷川および九十九川流域に発達した水田地帯、畑作地帯ならびに中山間地域、山村振興地域等さまざまな地形を合わせ持っている。このような立地条件のもと、水稻を中心として、梅などの果樹、畜産、養蚕、多種多様な野菜栽培などの経営が行われている。

特に、中山間では、狭小かつ不整形といった、耕作条件に恵まれない農地が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稻作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものという。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、安中市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する安中市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合（B/A）
現 状 (令和 4 年 3 月)	3, 380 ha	22.0 ha	0. 65 %
目 標 (令和 7 年 3 月)	3, 285 ha	4.0 ha	0. 12 %
目 標 (令和 14 年 3 月)	3, 200 ha	0 ha	0 %

※ 現状の「管内の農地面積」は、耕地および作付面積統計における耕作面積と農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査により把握した同法第 32 条第 1 項第 1 号の規定による遊休農地の合計面積。また、目標値は、農地利用状況調査による遊休農地面積の推移等を考慮した。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判定について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手の農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手の農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集 積 面 積（B）	集 積 率（B/A）
現 状 (令和 4 年 3 月)	3, 380 ha	409 ha	12.1 %
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)	3, 285 ha	724 ha	22.0 %
目 標 (令和 14 年 3 月)	3, 200 ha	1, 280 ha	40.00 %

※ 現状の「管内の農地面積」は、耕地および作付面積統計における耕作面積。

「安中市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 29 年 2 月施行）」における「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、本市の農用地の 40%程度と定めている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市農林課、農地中間管理機構、JA 碓氷安中等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直しに関わり、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受けての意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の狭小かつ不整形な農地で、受け手の調整が困難な地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と合わせて集落営農の組織化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和 4 年 3 月)	20 経営体	10.7 ha
3 年後の目標 (令和 7 年 3 月)	4 経営体	3.0 ha
目 標 (令和 14 年 3 月)	4 経営体	3.0 ha

※ 新規参入の目標値は、過去 3 年間の実績から設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

群馬県普及指導課・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農相談会等への参加について

安中市農林課、JA碓氷安中等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農相談会等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

農業部門に参入意向の企業等から農地貸借の問い合わせもあり、担い手が十分いない地域においては、地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構の活用等による企業の参入について検討を行う。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

单年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 目標値の見直しについて

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを行う。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

安中市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、安中市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力